英国のEU離脱交渉の現状

―メイ政権の「白書」公表をうけて―

髙橋和也

一、はじめに

今夏、英国政府がEU(欧州連合)離脱(ブレ

二、ブレグジット「白書」の概要

の動向を概観するとともに、今後の展望についてを公表した。本稿では、「白書」の内容と公表後グジット)交渉に関する指針をまとめた「白書」

も検討したい。

針として、白書は大きな注目を集めた。これまで容(チェッカーズ合意)を踏まえた公式の交渉指容(チェッカーズで開かれた特別閣議で合意された内書を公表した。直前の七月六日に首相の公式別荘書を公表した。

州連合の将来の関係」(以下、白書)と題する文

二〇一八年七月一二日、メイ政権は「英国と欧

ジットを巡っては保守党内でも穏健派と強硬派が再三にわたって報道されてきたように、ブレグ

英国の EU 離脱交渉の現状

図表1 「白書」の目次

概要

- 第1章 経済パートナーシップ
 - 1.1 要約
 - 1.2 財
 - 1.3 サービスおよび投資
 - 1.4 移動に関する枠組み
 - 1.5 デジタル
 - 1.6 開放的かつ公正な競争
 - 1.7 社会経済的協力
 - 1.8 独立した通商政策
- 第2章 安全保障パートナーシップ
 - 2.1 要約
 - 2.2 共同安全保障
 - 2.3 法の支配および刑事司法協力
 - 2.4 外交、防衛および開発援助政策
 - 2.5 より広範な安全保障問題

- 第3章 分野横断的およびその他の協力
 - 3.1 要約
 - 3.2 データ保護
 - 3.3 機密情報
 - 3.4 協力に関する協定
 - 3.5 漁業機会
- 第4章 制度整備
 - 4.1 要約
 - 4.2 実際的かつ柔軟なパートナーシップ
 - 4.3 新たな対話の形態
 - 4.4 運営規定
 - 4.5 紛争解決
- 4.6 本国への説明責任 結論および次のステップ
- 「注] 筆者仮訳。

関税

税同

0

設は

定によっ

て成り立って

61

た

域

内

0

無関税化と第三国

0

対外

定

関

現在ではFTA交渉などの

加盟

玉

0

通

商

政が共

策っ

度 動 共 7 13 0 を 同 関 V) 資本」 違 妨 市 する権限 る。 げ 場 など る関 で ま あ の自 た 税以 <u>ō</u> n の多くが、 単 亩 経済的 この 外 な移 市 0 場 動 兀 障壁に が 欧 例 つ は、 えば 認め 州 0) 生 委員会に 製品 産 5 0 財 要素 (V れるE ても 規 サ 格 0] 本化 !や免 自 IJ 規 曲 域 され 制 な 内 ス 許 移 0 0

に注 対立してきたが 同 F T 円滑化された通関手続き」 盟 グジ イ首相は、 目された か B 内 ツ 離 0 <u>}</u> は 脱 締結を目指すとしてきた。 . の 非常に広範 これまでもEU が 路 É 線 Ε 財 が 書 U と は 0 明 0 北な政 自由貿易地 内 確 にな 「容をみると「ソフト であ 新たな自 策分野に 0 0 単 たと 域 由 及ぶ 市 貿 Е 場 0 易 U B 協 0 関

特

ものである 撤廃や調和・統一によって取り除くことを目指す

rulebook)」の導入を提案している点は目新しい。 するとも述べている。一般に食品や製品の安全性 さらに、現在の財に関するEU法との調和を維持 を含む全ての財に「共通ルールブック goods)」は、経済統合の度合いとしては単一市 国は財に関するEU基準に従うことを認めて に関する厳しいEU基準を考えれば、 場や関税同盟よりは緩やかなものといえる。 し白書において、貿易地域内での農水産品・食品 財 0) 自 由 貿 易 地 域 (free trade area for 事実上、英 (common ただ 1

円滑化された通関手続き(Facilitated Customs また、 メイ政権 は通関手続きの簡素化のため う。

張してきた交渉方針からは大幅な譲歩といえよ

のであって、これまでEUからの主権の回復を主

る

り、 国とEUの間で異なりうることになる。例えば、 しており、その場合、第三国に対する関税率は英 Arrangement)」の導入も求めた。 英国は関税同盟からは撤退することを目 先に述べ た通

いて、まず英国境で英EUいずれかの関税 第三国から英国経由でEUを仕向地とする財につ の高

者に返還する。 方を徴収する。最終的にEUにその財が輸出され る場合、EUの関税の方が低ければ、 した関税の必要分をEUへわたし、 英国の関税率の方が低く、 差分を輸出業 事前に徴収 また財

が英国内に留まる場合にも、その差分を業者に返

combined customs territory)」なることを目指 することを求め、結果的に英・EU 英・EU国境では通関手続きを出来る限り簡単 還するという仕組みを想定している。その代 た かも統合され た関税 領域 のように 国境は、「あ 素化 わり

としている。ただし、右記の通り、実際にEUに

向かったかどうかを確認する必要などもあり、厳

密には通関は無くならない

EUとの貿易に関しては、関税同盟に加入していどの第三国との通商政策の主権を取り戻しつつ、るメリットは、関税同盟を脱退することで日米なるメリットは、関税同盟を脱退することで日米な英国にとって、「共通ルールブック」と「円滑

れよう。 内に引き留めることを意図しているものと考えらて、工場の移転などを検討する製造業などを、国

た時に近い利益を得られる点である。これによっ

具体的なタイムラインも不明である。これだけ複ではないとみる向きも多い。また同制度導入の、品がとどまるかを追跡することは難しく、現実的事務手続きが必要となる上に、最終的にどこに物事な、「円滑化された通関手続き」は、煩雑な

雑な制度を支える技術的なシステムを二〇一九年

二〇二〇年末)までにテスト期間も含めて構築で三月末のブレグジット(あるいは移行期間とする

きるのか大いに疑問である。

が離脱後もEUと同じ基準(特に食品や農作物)るためには、「共通ルールブック」に従い、英国

また、「円滑化された関税手続き」を機能させ

ドはこれに同調しているが、保守党内部からも、生じないとし、オーストラリアやニュージーランなる。英国政府は世界との貿易協定締結に支障をなる。英国政府は世界との貿易協定締結に支障をとが必要不可欠であるため、英国と

定するものとして批判が噴出している。離脱後の英国の貿易協定に関する自己決定権を限

三、サービス分野について

白書では、サービス分野の離脱後の取り決めに

も離脱 市場 換えるというコミットメントがされている 白書の中では、ブレグジットにより単 ŋ 前提として、英国はEUと同等のルー ポート 的な取り決めを行うようEUに呼び掛けてい る。 の利点を享受することはできないと認めてお またEUと密接に関連した監督機関を持 規制枠組みを含め独自の道を歩むとしてい 方、 制度を失うため、新たな同等性評価に置き 金 域内での自由な営業を認める単一パ 融サービスについては、 新たに包括 市場から ルが存在 (その る。 つと

ス

つい

て、

具体的な点は曖昧である。

英国

[経済に

とって最も重要なサービス分野におい

ては、

単

13 0

が、 ある。 にサービスを提供するための最善ルートとも 必要といわれてきた。特に規制面での相互 提案をブレグジット交渉の場に持ち込まないこと しており、 れていた。白書は、相互承認ではない方向性を示 目的にかなったものではなく、 判 金融および専門サービス業界が継続して顧 シティが金融ハブとして機能していくとい 断で簡単に失効してしまうなど問題点も多 特にシティでは、 金融界にとって打撃となる可能性 相互承認などの具体的な 何かしらの 強化 承認 すら . ئ わ

予想されることである。英国の金融部門が国際業 扱いを受けた場合、 て、 ど金融サービスに関する新たな取り決めについ となるのは、 また英国政府およびシティにとって大きな問 英国の主張がEU側に拒否されたり、 同等性評価 報復することが困難 (あるい は相互承認 であると 不 利な な 題

サービスでの同等性評価の枠組みは、

り決めを求めるとしてい

る。

確かに、

現行の

金

融

欧州委員会

深く結びつい

た英国には不向きであり、

新たな取

EUと

外国を対象とした同等性評価の枠組みは、

主張している)。

つまり、

白書では現行のEU域

などに対する不満の声が多い。

るからである。

あり、これを制限することはできないと考えられ は、 ター 算もある。また、シティが現在の国際金融セン ば英国の経常収支赤字は四○%増加するという試 は 全体の 開放的な市場アクセスを維持してきたからで としての地位を占めるに至った要因の一つ 四三%にのぼり、 仮にこれ が無くなれ

務または

ホ

ールセール業務でEUから得る利益

派の反発を招いており、依然苦しい議会運営を迫 承認を勝ち取ったが、その過程で強硬離脱 の修正案を受け入れざるを得ず、 今度は穏健離 派 から

担当相は、七月一九日と二六日にEUのバ られることに変わりはない。 デービス氏の後任に指名されたラーブEU離

首席交渉官と協議をおこなっており、EU側は新

ルニエ

と、安全保障分野でEUとの協力維持が盛り込ま れたことを建設的であると評価した。ただし、 たな交渉のたたき台として白書が提出されたこと

-財の自由貿易地域」については、EU の基本理

た、英国経由でEUに運ばれる財に関して、 由移動を損なう懸念があると指摘している。 念である「財・サービス・人・資本」の 一四つの自 英国 ま

続き」にも、 国に委ねることはない」と明言している。この提 が関税徴収業務を代行する バルニエ氏は 「円滑化された通 「EUが関税徴収を他 関手

四、結びに代えて ―ブレグジットの今後の見通し

首相は七月一二日に本稿で取り上げた白書を議会 硬離脱派のデービス離脱担当相が辞任を表明 〇 日 七月六日のチェッカーズ合意後、七月八日に強 にはジョンソン外相がこれに続くも、 メイ

に提出した。

野党の一部の支持も得て僅差で議会

て、「ハード・ボーダー アイルランドと北アイルランドの国境問題に関

収やパスポート検査をすること)」を回避する方 法として英国政府が考えだしたものだが、EUは 案は、ブレグジットの最大の障壁とみられている (検問所を設けて関税徴 l

年一二月末までを「移行期間」として、EUと英 脱 国の通商関係を可能な限り維持するとの合意も無 リオの可能性が高まりつつある。「合意なしの離 ("no deal" Brexit)」となった場合、二〇二〇

合意なしにブレグジットの日を迎えるリスクシナ

ことでこの問題を解決するべきとの見解を示して ルランドについてはEUの単一市場にもとどまる 英国がEUの関税同盟にとどまり、さらに北アイ

いる。ただし、これまで見たように、この案では 国時間の二〇一九年三月二九日二三時(大陸欧州 では通関手続きが必要になり、 時間では同三月三〇日〇時)から英国とEUの間 物流が大幅に滞る

効になる。「移行期間」が設定されなければ、英

英国は第三国とのFTAを締結することができな くなることに加え、英国からの分断を懸念する北 アイルランドの強い反発もあり、 到底受け入れら

文書を公表したが、その中で「合意なし」のブレ ジットに備えた対応を加盟国や企業に呼びかける と予想される。欧州委員会は七月一九日にブレグ

EUも英国も一〇月をめどに離脱協定と政治宣

れるものではない。

にとどまり、 に打ち出した穏健離脱路線の支持はわずか 強硬離脱支持の二七%を明 確 <u>三</u>%

回っている。ただ、最も支持が高いのはEU残留

びかけた。最近の世論調査では、メイ首相が七月

グジットも想定シナリオに入れて準備するよう呼

言で合意し、二〇一九年三月末のブレグジットの ただし、残された時間は少なく、英国がEUとの 期限までに必要な法整備を行うと表明してきた。

(注

問う国民投票を実施するべきとの意見が広まりつ 下すだけの実行力が残されているのか。英国の政 の四八%であった。このため、EU離脱の是非を つあるが、果たしてメイ政権にそのような決断を

局とブレグジット交渉は正念場を迎えることにな

DGXMZO34435930S8A820C1000000/) 若干の遅れに含みを持たせている。日本経済新聞電子版「英 も、遅くとも「一一月はじめ」までの合意が不可欠だと、 離脱交渉「一〇月合意」先送りも、EU首席交渉官」二〇 八年八月二二日配信(https://www.nikkei.com/article.

【参考文献

Department for Exiting the European Union, The future relationship between the United Kingdom and the European Union, 12 July 2018

relationship_between_the_United_Kingdom_and_the European_Union.pdt) uploads/attachment_data/file/725288/The_future_ (https://www.gov.uk/government/uploads/system/

(たかはし かずや・当研究所研究員 での手続き増加に対する対策や、医薬品の備蓄を進めるな 意なし」のブレグジットを想定した対策を公表した。税関 英国政府も、八月二三日に二〇以上の分野について、「合

ど多岐にわたる。一方でアイルランドと北アイルランドの

MZO34531640T20C18A8EAF000/) 八月二二日配信(https://www.nikkei.com/article/DGX 合意なし離脱」で対策 貿易・金融停滞懸念」二〇一八年

表の遅さに批判が出ている。日本経済新聞電子版「英政府 合わせるよう勧告するなど明確な方針を示しておらず、公 国境問題では、貿易などの扱いはアイルランド政府に問

(2)会合後の発表では、「一〇月までの合意は可能」としながら 八月二二日のラーブ離脱担当相とバルニエ首席交渉官の